

議案第9号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）インターネット

第6条第1項中「者として令第6条第1項で定める者（以下」を「者（第4項及び第9条第2項において）」に改め、同項第2号ア中「その他の令」を「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。以下「整備政令」という。）第1条の規定による改正前の令（以下「平成23年改正前の令」という。）」に、「令第6条第5項第1号」を「同条第5項第1号」に改め、同号イ及びウ中「令」を「平成23年改正前の令」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していな

い者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第3項中「令第6条第5項第1号」を「同条第5項第1号」に、「改良法施行令」を「整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令」に、「令第6条第5項第3号」を「平成23年改正前の令第6条第5項第3号」に改める。

第17条第1項中「同居していた者」を「同居していた者で市長が規則で定めるもの」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第20条第2項中「法施行規則」を「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第103号）第1条の規定による改正前の法施行規則」に改める。

第28条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第36条第2項中「令」を「平成23年改正前の令」に改める。

第37条第2項中「改良法施行令」を「整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令」に改める。

第48条第1項第3号及び第70条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改める。

附則第13項中「令第6条第5項第1号」を「同条第5項第1号」に、「改正前の」を「平成19年改正前の」に、「令第6条第5項第2号」を「平成23年改正前の令第6条第5項第2号」に、「令第6条第5項第3号」を「平成23年改正前の令第6条第5項第3号」に改める。

附則第14項中「改正前の」を「平成19年改正前の」に、「令第8条第2項」を「平成23年改正前の令第8条第2項」に改める。

附則第15項中「改正前の」を「平成19年改正前の」に、「改正前の令」を

「平成19年改正前の令」に、「改良法施行令」を「整備政令第5条の規定による改正前の改良法施行令」に改める。

附則に次の1項を加える。

16 平成24年4月1日前に56歳以上である者の市営住宅の入居者の資格については、改正後の第6条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

公営住宅法の一部が改正され、入居者資格のうち同居親族要件が廃止されることに伴い、当該同居親族要件の維持について必要な事項等を定めるため、本案を提出する。